



母子保健奨励賞

令和7年度(第47回)

募集要項

主催	公益財団法人母子衛生研究会
後援	こども家庭庁 全国衛生部長会 毎日新聞社 NHK
協賛	JCRファーマ株式会社



母子保健功労賞・奨励賞制度設定趣意書

わが国における母子保健の思想及び施策の充実は、政府関係省庁、各保健学会、公益諸団体ならびに民間有識者による研究、指導、普及啓蒙活動の結果、先進諸国と比肩の域にあり、戦後三十有余年を経た今日、乳幼児の死亡率の低下、妊産婦死亡率の低下、最近においては、先天性代謝異常症の早期発見・治療等、母性・小児保健の向上発展に日々よろこばしい成果を挙げており、ご同慶にたえません。

しかしながら、一般には情報の混乱、急激な核家族化、加えて女性の職場進出の要求等によって、小児保健学、母性保健学、母子の治療学の充実はもちろんのこと、母子保健の実際的な生活指導および保健施設の拡充、環境の整備等は、なお、一層急務の現状にあります。これを先進諸外国の実情に比較して見ますとき、前途遙かなりの感を禁じえません。

ご承知のとおり21世紀に向かって、わが国を平和で文化福祉国家に建設する基礎となるものは、心身ともに健全なる母と子であります。今後の母性および小児の保健に関する研究、保健思想の普及啓蒙と実際面の教育、指導、更には保健施設の整備拡充等は、現在を生きるわれわれに課せられた責務であると信ずる次第であります。

今般、国際児童年にあたって、以上の見地から、わが国の母子保健に貢献し社会に多大な寄与をしている個人の功労を顕彰奨励し、今後、ますますの活躍を願って母子保健功労賞・奨励賞制度を継続事業として設定したものであります。

ここに、母子保健功労賞・奨励賞制度設定の趣旨を開陳し、大方のご協力ご支援を賜れば望外の光栄と存ずるものであります。

昭和54年11月20日



令和7年度（第47回）母子保健奨励賞 募集要項

母子保健奨励賞は、昭和54年国際児童年を契機として創設されました。本賞は、全国の各地で母子保健の発展向上に寄与し、その業績が顕著であり、将来も引き続き優れた活動が期待できる個人に対して贈呈されるものです。

○主 催 公益財団法人母子衛生研究会

○後 援 こども家庭庁
(予 定) 全国衛生部長会
毎日新聞社
NHK

○協 賛 JCRファーマ株式会社

○表彰対象 令和7年11月20日現在満55歳未満の者で、推薦自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市、東京都特別区）の長から推薦のあった個人で、母子保健活動に通算5年以上従事し（他業務の兼務可）、地域に密着した活動（研究を中心とする活動を除く。）であって、著しい功績をあげているとともに、他の模範となり今後も引き続き大いに活躍が期待できる者を対象とします。

(職種例) 保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、臨床心理士、公認心理師、言語聴覚士、理学療法士、母子保健推進員、児童委員、民間ボランティア、医師、歯科医師などその他母子保健に携わる者

○審 査 審査委員会が行い、決定次第、受賞者及び推薦自治体に通知します。通知は令和7年10月初旬の予定です。

○表彰及び対象者数

母子保健奨励賞 15名以内

※内、医師2名以内、歯科医師1名以内とします。

毎日新聞社賞 受賞者の中から3名

NHK賞 受賞者の中から3名

○表彰式場 東京都内

○表彰式典 令和7年11月18日(火)又は11月26日(水)を予定

応募要領

- 1 応募先** 推薦自治体を通して、郵送にてご応募ください。
公益財団法人母子衛生研究会 顕彰事業部
〒101-8983 東京都千代田区外神田 2-18-7
- 2 応募用紙** 応募用紙は規定の用紙（令和7年度版の母子保健奨励賞受賞候補者調書・様式1～4、計4枚、片面印刷）を使用し、記入要領を参照して作成してください。応募用紙（調書）及び記入要領はホームページよりダウンロードできます。
- 3 応募書類**
 - （1）母子保健奨励賞受賞候補者調書 1通
 - （2）受賞候補者本人による作文「私の母子保健活動の今とこれから」800字以内（横書き） 1通
 - （3）写真（縦4.5cm×横3.5cm、裏面に推薦自治体名と候補者氏名を明記）
胸上姿とし6か月以内撮影のカラー写真 1枚
受賞の際には、当法人の発行物等に掲載いたします。
- 4 応募締切日** 令和7年6月20日（金）当日消印有効

応募資格

- 1 令和7年11月20日現在満55歳未満の方を対象とします。
- 2 母子保健活動に通算5年以上の経験を有し現在従事されている方、今後も引き続き母子保健の分野で大いに活躍が期待できる方を対象とします（他業務の兼務可）。
- 3 保健医療機関の長（保健所長、国公立病院長又はこれらに準ずる職種の者）及び現職の大学教授の方は募集の対象としません。
（注）推薦自治体の本庁の現職員（出先機関の現職員含む）及び大学准教授の方は、応募の対象です。
- 4 過去に母子保健奨励賞を受賞した方は募集の対象としません。

応募にあたっての留意事項

- 1 推薦自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市、東京都特別区）の長の推薦を必要とし、自薦ではなく他薦とします。
- 2 候補者複数の場合は事前にご選考の上1名のみを推薦してください。
- 3 推薦者は候補者の承諾を得て推薦してください。受賞された方には受賞にあたっての所感の提出をお願いしています。また、報道機関から取材があるほか、表彰式典等で撮影した写真を当法人のホームページやポスター、その他印刷物に掲載することがあります。
- 4 同一候補者による応募は、原則3回までとし、4回目以降の応募については、その後新たに著しい業績が加わった者に限ります。
- 5 応募書類等は返還いたしません。
- 6 受賞決定後、受賞者名、職種、推薦自治体名及び受賞理由を公表します。
- 7 この要項はホームページにも掲載しています。

【お問合せ先】

顕彰事業部 ふじい 藤井・ごとう 後藤

TEL.03-4334-1190 FAX.03-4334-1199

母子保健奨励賞ホームページ <https://www.mcfh.or.jp/shoureishou/>

推薦自治体別受賞者数（第1回～第46回）

◎都道府県

都道府県名	受賞者の職種	
北海道	保保保助保保保助保保保保	13
青森県	保助助保保保医医保保助保医医助医助助	18
岩手県	母保母医保保保保保保保保保保保保保保	23
宮城県	保保保保保保保保保保保保保保	10
秋田県	医保保保医聴医保保歯育医医	13
山形県	保保保保保保保保保保保保保保保保保助	23
福島県	保保保保助保医衛	8
茨城県	助保保保助保助助	8
栃木県	保保医助助保助助民助助医助助保助民	17
群馬県	母保保保保助保保歯衛管衛助助衛歯	16
埼玉県	愛保保愛保医保保助助助助助助助助	15
千葉県	母保保保保保助保保保保医衛育保保助	16
東京都	保助民助	4
神奈川県	医医医医医医助医医助医助医助	14
新潟県	助保母保保保保保保保保保保保保助	14
富山県	保歯保保母保保保助	9
石川県	看保保保保保保保保保保保助助助助助保	16
福井県	助看保保保保保保保保保保保保保保	13
山梨県	保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保	25
長野県	保保保保保保保保保保保保保保保保保助	19
岐阜県	医助看保医医助	7
静岡県	医保保保保助	6
愛知県	保保保保保視言保保保保保保保保保保保保保保	24
三重県	助助助保助医医保医医	10
滋賀県	保助助保衛助助助助助助助助助助	10
京都府	保保保保保助助助助助助助助助助助助	12
大阪府	医看医保保ケ聴理管助心助助助助助助助	14
兵庫県	保保保保保保保保保保保保保保保保保保保助助助助	26
奈良県	歯保保育助助	6
和歌山県	母母母母保医母医保保	10
鳥取県	医保保	3
島根県	保愛保保保保保保保保保保保保保助	16
岡山県	保保保保保保保保助	9
広島県	保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保	9
山口県	保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保	19
徳島県	保保助民心民	6
香川県	保保愛保愛保	6
愛媛県	保保保保保保保助	8
高知県	医衛母医助保助医	8
福岡県	助保医助助助助助助助助助助助助助助助助	9
佐賀県	保保保保医助	6
長崎県	保保保保助管医	7
熊本県	保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保	13
大分県	保保保保保保保保保保保保保保保保保助保	15
宮崎県	保保助助助助助助保保助心保助	13
鹿児島県	保保保保保医看保医助医医医	13
沖縄県	保保医医保医保保保保保保保保保保保保保助助助助助助	20

◎政令指定都市、中核市、保健所政令市

政令市名	受賞者の職種	
札幌市	獣指指	3
仙台市	助	1
山形市	助	1
いわき市	助	1
宇都宮市	保保保	3
さいたま市	助助助助助助助助	7
越谷市	助	1
千葉市	助	1
横浜市	保助保助助助助助助助	8
横須賀市	保助	2
甲府市	助	1
長野市	保助	2
松本市	助	1
岐阜市	助医	2
静岡市	助助	2
名古屋市	保保保保保保保保	6
豊橋市	助	1
京都市	医医医助	4
大阪市	母歯	2
高槻市	保	1
東大阪市	助	1
尼崎市	保保	2
神戸市	保保衛保保衛保保保保	8
姫路市	保	1
岡山市	保保保	3
下関市	保	1
松山市	保保	2
北九州市	保保	2
福岡市	保保助保助助助助助助助助助助	9
久留米市	助	1
宮崎市	助助	2
鹿児島市	助助	2

◎東京特別区

特別区名	受賞者の職種	
文京区	助	1
台東区	保	1
品川区	保	1
大田区	幼	1
渋谷区	管	1
板橋区	助	1
練馬区	助	1

省略表記の凡例

（保）＝保健師、（助）＝助産師、（看）＝看護師、（医）＝医師、（歯）＝歯科医師、（衛）＝歯科衛生士、（保）＝栄養士、（管）＝管理栄養士、（母）＝母子保健推進員、（指）＝母子保健指導員、（愛）＝愛育班員、（児）＝児童委員、（視）＝視能訓練士、（言）＝職能言語訓練士、（獣）＝獣医師、（民）＝民間・NPO法人など、（幼）＝幼稚園教諭、（聴）＝言語聴覚士、（ケ）＝ケースワーカー、（育）＝保育士、（理）＝理学療法士、（心）＝臨床心理士



公益財団法人母子衛生研究会
顕彰事業部

〒101-8983 東京都千代田区外神田2丁目18番7号

電 話 03(4334)1190

FAX 03(4334)1199
